

 JWRC 水道ホットニュース	(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp
---	--

英国における民営水道事業の動向及び 水法（草案）の提出等について （その3）

6. 水法（草案）（Draft Water Bill、英国国会提出：2012年7月）

（訳注）以下は、2012年7月、英国国会に提出された水法（草案）の目次構成である。

目次構成

- 環境・食糧・農村地域大臣による序文
- 環境及び持続可能開発大臣による序文
- 第1節 はじめに
 - 立法前審査のための法案草案の公表
 - 法案草案の範囲
 - 法案草案を前進させる措置
- 第2節 提案及びそれらの意図する効果
- 第3節 権限の委任
- 第4節 水法（草案）
- 第5節 注釈
- 第6節 影響評価の概要
- 用語集

（訳注）以下は、2012年7月、英国国会に提出された水法（草案）の抜粋である。

法案草案の範囲

10. 政府の水白書「*Water for Life*」及び付属の「*Case for Change*」は、来るべき数十年間において上下水道セクターが直面する課題を提示している。民営化以来、汚染に対処し、インフラを向上し、そして、世界で最高水準に水道水質を改善するため、980億ポンドが投資された一方、汚染及び過剰取水という残された課題は、生態系を十分に機能させているのは水域の約4分の1のみであり、水資源は既にひっ迫しており、そして、我々が行動しなければ、やがて、人々、ビジネス及び環境のために利用できる水が少なくなるであろうことを意味している。
11. 政府は既にこれらの課題に対処するために多くの領域で取り組みを行っており、そのうちのいくつかは以下に概括されている。より効率的で、革新的で、そして、顧客本位の水道産業というビジョンに対応するため、上下水道市場に対する構造改革のための法律を制定し、産業を規制するためのOfwatの権限に対する補足的な変更を行い、そして、水資源及び水環境の管理における行政的な負担を軽減することを、政府は水白書においてその意向を表明した。

12. 2011年9月、ウェールズ政府は上下サービスの提供についての政策の優先順位及び主な活動を含む「Programme for Government」を公表した。ウェールズ政府はこれらの公約を前進させるために水セクターとともに積極的に取り組んでおり、当該プログラムの公表以来、大きな進展をみせている。(以下、略)

13. 「Programme for Government」は、ウェールズの水戦略を進展させるための公約が含まれている。ウェールズ政府は、2012年の冬、戦略に関する提案について協議するとともに、産業の改善と革新の推進における市場改革及び規制メカニズムの適切な役割について調査する予定である。当該草案の審査の結果をとともに収集された証拠は、どのような手法がウェールズに適しているか決定するための基礎として用いられるであろう。

上下水道産業の改革

14. イングランド及びウェールズの水道産業は1989年に完全に民営化された。公共所有の地域水管理庁から10の上下水道会社が設立された。これらの会社は株式市場に上場され、一般に小規模である既存の29の民営水道会社に加わった。いくつかの小規模会社の間での合併の後、現在、10の上下水道会社及び11の水道専門会社がある。

15. 現在、多量の水を使用する企業のみが水の供給者を選択することができるので、水セクターは他の公益事業とは同じではない。このことにより、ほとんどの商業顧客にとっては、彼らのニーズに見合った供給者及びサービスを選択することがほとんど望めないものとなっている。結果として、水道会社の顧客のサービス水準及び効率性は、Ofwatによって設定された目標によって決定される。

16. この問題に対処するための試みとして、2003年水法は、非常に大規模な水利用者が水供給者を変更し、新規参加者が市場に入ることを可能とする、限られた水の小売市場のための枠組みを導入したが、この制度はうまくいかなかった。Ofwatはちょうど7つの水供給許可所有者を規制しているが、これらのうちの1許可所有者のみが1顧客を有しており、この1顧客のみが当初の制度のもとに変更している。非常に大規模な水利用者に対して水供給許可所有者に変更する要件を制限することは、競争的な市場を展開するのは小さすぎるということを意味している。法制度の障壁は、新規参加者に対して市場が魅力的でないものとし、供給者を変更したい顧客を落胆させている。加えて、新規工業団地の開発者が代替の水供給者を選択することを認める「新規任命」制度では、わずか6つの新規任命者が存在するのみである。したがって、13の「新規参加者」が存在するが、これらのうちの6つは21の既存の水道会社の子会社である。

17. 政府は、約26,000の顧客に対して市場規模を拡大するための第一ステップを講じている。2011年12月、イングランド全体に又は主にイングランドに拠点を置いている水道会社の区域の顧客が供給者を変更することができる水使用量の閾値が、年間50千 m^3 から年間5千 m^3 に引き下げられた。しかし、より期待される市場となるためには、更なる改革が求められる。

18. ウェールズ政府は、ウェールズ全体に又は主にウェールズに拠点を置いている水道会社の区域における閾値を年間50千 m^3 に維持している。ウェールズ政府は、閾値の引下げによるイングランドの状況をモニタリングするとともに、現在、ウェールズにおける選択肢を定めているところである。

19. イングランドにおける水道産業がより競争力のある市場に発展するための改革事例が、水白書及び付属の影響評価において示されている。水白書は、Martin Cave氏の「水市場における競争及び革新についての独立レビュー」に基づいている。Cave氏は、変革は進歩的であり、そして、段階的に導入すべきものであると提言している。水白書は、現在の産業構造及び規制制度の強化に基づい

て、このような進歩的な改革のための政府のプランを提示している。これは、変革の範囲及びペースについての明確な限界を示している。

20. 現在、法案草案は、水白書の第5節「商業顧客のための市場改革」及び「消費者の保護」で示されている法的な改革に向けて取り組んでいる。これらには、以下が含まれる。
- ・ イングランドにおける全ての商業及びその他の非家庭用顧客が上下水道サービス供給者を変更することを認めること。
 - ・ 市場に参入することを望んでいる新規参入者に対して障壁となっている現行の法的規制のいくつかを取り除くこと。
 - ・ 新たな競争的な市場がより効率的なものとなることを助長するため、Ofwat、その他の規制機関及び市場参加者が市場規則を設定することを認めること。
 - ・ スコットランド及びイングランドの両方、そして、ウェールズの水供給の顧客に対してサービスを提供することを望む事業者の負担を軽減することにより、上下水道サービスに対する絶え間ない小売市場の発展を促進すること。
 - ・ より柔軟な上流側の料金制度を導入するとともに、上流側供給セクターにおける参入機会の増大を認めること。
 - ・ 新規参入者が顧客及びその他の新規参入者に対して代替の供給及びサービスを提供するための機会を広げることにより、上下水道サービスにおける卸売市場を活気づけること。
 - ・ いくつかの水道会社が事業を代わりに引き受けることにより競争委員会への付託を避けるために他の水道会社を買収しようとすることを認める、二本立ての付託システムを導入することにより、自動的な競争委員会への付託から合併を除外するため、特別な合併制度を改正すること。
 - ・ 住宅供給の成長を促すことを助長するため、接続料金制度を改正すること。
21. 供給者を変更する権利が与えられた顧客及び新規参入者からの供給者への圧力の増大の組み合わせが活気に満ちて競争力のある市場を創造し、水セクターに対して業務の新たな方途をもたらすであろうと、政府は信じる。例えば、法案における小売市場の改革は、商業顧客に対して水の効率性のアドバイスを大いに奨励すべきである一方、相互接続を増大するとともに水の新規供給者に開放することを助長するであろう。
22. 水白書に付属の影響評価によると、我々の改革が30年間にわたって経済に約20億ポンドの便益をもたらすであろうことを示唆している。しかし、上下水道セクターの改革においては慎重なバランスをとることが重要である。改革からの便益を確保することと並んで、政府が維持したいと望む既存のシステムには多くの長所がある。民営化以来、上下水道インフラを改善し、より高い環境上の水準を実現するための投資を確保するという点において、水セクターは成功している。当該セクターは、それが強靱性を構築し、環境を保護し、そして、支払い能力がある料金で顧客にサービスを行うことが継続できることを可能とするための競争的な料金での投資を呼び込み続けることが必要であろう。
23. 法案草案で提示された改革は、水道産業における小売及び上流側の競争の効果的な運営に対する既存の法的な障壁を取り除くであろう。しかし、スコットランドでの上下水道サービスに対する絶え間ない小売市場の発展を促進するためには、法制度の導入を超えた多くの作業が必要であろう。
24. 政府は、市場開放、規制機関、顧客及び市場参入者との共同作業に向けて、野心的ではあるが達成可能な目標を設定することを望んでいる。必要とされる入力の高レベル分析によると、現実的な目標時期は2017年4月になるであろうことを示唆している。しかし、我々は、市場開放への道筋の重要なプレーヤーとともに取り組むことにより、このことを確証するであろう。また、我々は、この期日に向けて定期的に進捗をレビューするであろう。

25. これらの改革を実施するためのプロセスは究極的には成功に責任がある市場参加者のかなりの経験と専門知識を引き出すために設計された包括的なものでなければならないことを、政府は認識している。
26. 我々は、プロセスを前進させるために取り組む高レベルグループ（HLG）を設立する予定である。我々は、スコットランド政府がこのグループに参加するよう要請している。構成員には、各政府、そして、イングランド及びスコットランドの規制機関、市場参加者及び顧客の代表が含まれる予定であると我々は考えている。協奏曲のある市場を展開するための詳細な作業の多くは、産業界を代表する産業によって進められることが必要であろう。それゆえ、HLGは、いくつかの産業主導の作業ストリームを設けるであろう。HLGは、各大臣に対して直接報告し、水白書で提示された約束の実現に向けての進捗に関する助言を行うであろう。

市場の規制

27. 上下水道サービス市場は、規制された市場として存続するであろう。当該セクターを規制するために Ofwat が講じる手法は、競争拡大のための政府の目標を反映することが必要である。我々は、また、官僚的形式主義を減らし、規制に対して相応でリスクに基づく手法を講じるという広範な政府の抱負を反映するために Ofwat の規制権限を近代化したいと思っている。
28. 2012 年後半に公表される予定である Ofwat に対する新たな戦略政策声明は、政府が経済的規制の見地から望んでいる結果を提示するであろう。これには、競争についての政府の目標に関する白書の強力な助言を補強し、そして、これらが投資家に対して魅力的である安定的な規制環境を維持することの優先性に対してどのようにバランスさせるべきか、が含まれるであろう。
29. 小売りの競争に対する新たな手法は、防護対策を導入するとともに市場活動を綿密にモニターすることを Ofwat に要求するであろう。Ofwat は既にいくつかの手段を実施している。例えば、用水供給料金や上下水道サービスへの利用を通じて、又は反競争的な行為という料金以外の形によって、現存の水道会社が新規参入者に対して差別することを防止するため、規制機関がその免許及び競争に関する権限を賢明に用いることが必要であろう。産業界を規制し、新規参入者のために公平な競争の場を提供することを支援するため、市場規則が導入されるであろう。
30. Ofwat の情報収集能力が強化されるであろう。また、現在は 1 年であるのに対して、違反が行われた後の最長 5 年まで、規制機関が水道会社の違反に対して財政的な罰則を科すことが認められるであろう。これにより、Ofwat が業務遂行に関する情報を収集する中で発見した潜在的な違反を調査し、水道会社が違反を報告することを遅らせるという動機を排除することを認めるものとなる。
31. 開発業者が上下水道サービスに接続するための料金賦課に関するより透明なルールから便益を受ける一方、顧客は不適正販売に関する新たな法令規則を通じて保護されることを政府は意図している。
32. 法案草案は、また、Ofwat が当該セクターにおける料金賦課を監督する方法の変更を提示している。政府の規制改革アジェンダを反映して、Ofwat は料金賦課スキームの承認に対してより軽微でリスクに基づく手法を講じることができるとなるであろう。これは、全ての会社の料金賦課スキームの全ての要素を各年に承認することが必要とされるというよりも、よりリスクの高い料金賦課の提案についての情報源に焦点を置くことにより、Ofwat がより効率的に顧客を保護することを可能とするものとなる。
33. ウェールズ政府は新たに提案されている Ofwat のリスクに基づく規制手法を支持しており、両政

府は政策における差異が規制の枠組みに反映されることを確保するため、規制機関とともに密接に作業を行っている。

34. ウェールズ政府は、2つの異なる規制の枠組みによってウェールズの顧客が不利益とならないことを保証することを約束済みであり、現在、ウェールズでの市場改革及び規制メカニズムの適切な役割を検討中である。

35. ウェールズのための水戦略はウェールズの政策方針を提示するとともに、必要な場合には、ウェールズ政府は、ウェールズにおける水道産業の経済的な規制に対する要望について協議するであろう。

水資源管理

36. Ofwat のレビュー及び水資源管理計画のプロセスはともに、英国及びウェールズ政府並びに規制機関は、水セクターにおける分離された計画策定プロセスの間の関係を改善し、会社への負荷を最小とすべきであることを提言している。より効率化されたプロセスは、会社が統合された計画を策定し、顧客及び環境に対する成果を改善することを可能とするであろう。Ofwat、環境庁及び水道水検査官事務所は、水道会社に対して明確なシグナルを送るために関係を強化することに合意している。両政府は、特にレビューからの提言を考慮している改定水資源計画ガイドラインを策定するため、密接に従事している。様々な計画プロセスのよりよい提携に向けての動きの一端として、法案は [渇水計画 (Drought Plans)] の法令上の時間的な枠組みを、水資源管理計画に関するものである、最大5年のサイクルに変更するであろう。これは、Ofwat による5年ごとの料金見直しに水資源計画策定サイクルを合わせることを可能とするより大きな機会を我々に与えることとなる。この目的のため、法案は、他の水関連計画策定サイクルと連携するために改正される予定の渇水計画の新たな期間とともに、水資源管理計画の現在の5年間の計画策定期間を認める権限付与が含まれている。

37. 法案は、また、主な水資源及び水道事業を示すマップをそれぞれ保存するという環境庁に対する時代遅れの義務を廃止するものである。

環境に関する許可

(省略)

(出典) <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm83/8375/8375.pdf>

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h24.html>